

入札公告の一部訂正について

令和7年7月31日付けで公告した「曙地区治山工事」の入札公告について、下記のとおり訂正します。

令和7年8月6日

分任支出負担行為担当官
留萌北部森林管理署長 荒川 和也

記

【訂正箇所及び内容】

1. 「入札公告」

1 工事概要(3)工事内容について訂正する。

【誤】「山腹工 0.03ha 木製護岸工 185m」の文字削除

【正】削除

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。
本工事は、電子契約システム試行対象案件である。

令和7年7月31日

分任支出負担行為担当官
留萌北部森林管理署長 荒川 和也

1 工事概要等

本工事は、施工パッケージ型積算方式の試行工事である。
本工事は、現場閉所による週休2日の試行工事（発注者指定方式）である。
本工事は、受発注者間の情報共有システムの活用工事である。

- (1) 工 事 名 曙地区治山工事（電子入札対象案件）
（電子契約試行対象案件）
- (2) 工事場所 北海道苫前郡羽幌町字曙 留萌北部森林管理署 2134 林班
- (3) 工事内容 コンクリート床固工 1 基
~~山腹工 0.03ha~~ (削除)
~~本製護岸工 185m~~ (削除)
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和8年3月13日まで
- (5) 本工事の入札は、適切かつ円滑な実施を目的として、仕様に基づく簡易な施工計画に係る技術提案等を求め、当該技術提案等に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）のうち、技術提案（簡易な施工計画）の提出・評価を省略し、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査・評価する施工体制確認型総合評価落札方式（簡易型（省略））により行う。
- (6) 本工事の入札は、入札を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象案件である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
- (8) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和7年9月19

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。
本工事は、電子契約システム試行対象案件である。

令和 7 年 7 月 31 日

分任支出負担行為担当官
留萌北部森林管理署長 荒川 和也

1 工事概要等

本工事は、施工パッケージ型積算方式の試行工事である。
本工事は、現場閉所による週休 2 日の試行工事（発注者指定方式）である。
本工事は、受発注者間の情報共有システムの活用工事である。

- (1) 工 事 名 曙地区治山工事（電子入札対象案件）
（電子契約試行対象案件）
- (2) 工事場所 北海道苫前郡羽幌町字曙 留萌北部森林管理署 2134 林班
- (3) 工事内容 コンクリート床固工 1 基
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 13 日まで
- (5) 本工事の入札は、適切かつ円滑な実施を目的として、仕様に基づく簡易な施工計画に係る技術提案等を求め、当該技術提案等に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）のうち、技術提案（簡易な施工計画）の提出・評価を省略し、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査・評価する施工体制確認型総合評価落札方式（簡易型（省略））により行う。
- (6) 本工事の入札は、入札を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象案件である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
- (8) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和 7 年 9 月 19 日まで余裕期間を見込んだ工事である。
なお、余裕期間の技術者の配置は要しないものとする。